平成２２年（フ）第６８３号
奈良市南京終町７丁目533番地　カリーノＣ―102号
債務者　三九　仁志
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６９６号
奈良県桜井市大字笠590番地
債務者　小川　里美
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第７０２号
奈良市学園朝日町12番24号
債務者　中山　裕惠
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第７３１号
奈良市七条１丁目36番33号
債務者　岡山　久子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１号
奈良県生駒市中菜畑２丁目1070番地１　レオパレスアスカ208
債務者　西山　征宏
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第９６６号
千葉県松戸市二十世紀が丘萩町111番地　小泉マンション107号
債務者　小林真奈美（旧姓家吉）
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９９３号
千葉県柏市若柴１番地53　サンライフ耀205号
債務者　木村絵里華
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３号
千葉県流山市大字平方250番地の151　ファミーユひらかた201
債務者　山田　順一
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７号
千葉県柏市新逆井１―33―16、住民票上の住所千葉県松戸市常盤平４丁目13番地の４　藤和松戸常盤平コープ604号
債務者　飯干　　舞
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１５号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山５丁目８番２―401号
債務者　富井　重雄
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１９号
千葉県鎌ケ谷市東初富４丁目１番13号
債務者　鈴木美奈子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１３１１号
北九州市小倉南区沼南町２丁目２番23―402号
債務者　髙瀬　一生
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３８２号
北九州市八幡西区上上津役３丁目20番32―401号
債務者　松尾　武士
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３３８９号
愛知県北名古屋市徳重与八杁29番地１　コーポアネックス101号
債務者　加藤　　潤
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３９０号
愛知県北名古屋市徳重与八杁29番地１　コーポアネックス101号
債務者　加藤　有花
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３９４号
広島県福山市山手町６丁目13番２号　ファミール泉Ｄ202
債務者　成川　恵理
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前８時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２５５号
松江市東津田町1818番地24
債務者　足立　茂則
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
松江地方裁判所民事部